

一関市除染実施計画 (第5版)

平成26年3月
岩手県一関市

環境省においては、今後の知見の集積等により、除染関係ガイドラインを適宜見直しを行うこととしているところであり、本計画も必要に応じ随時見直しを行うものである。

一関市除染実施計画

目 次

1. 航空機モニタリングによる放射性物質の分布状況	1
2. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
3. 除染実施計画の対象となる区域	2
4. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	4
5. 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	5
6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	7
7. 除染土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項	7
8. その他	7

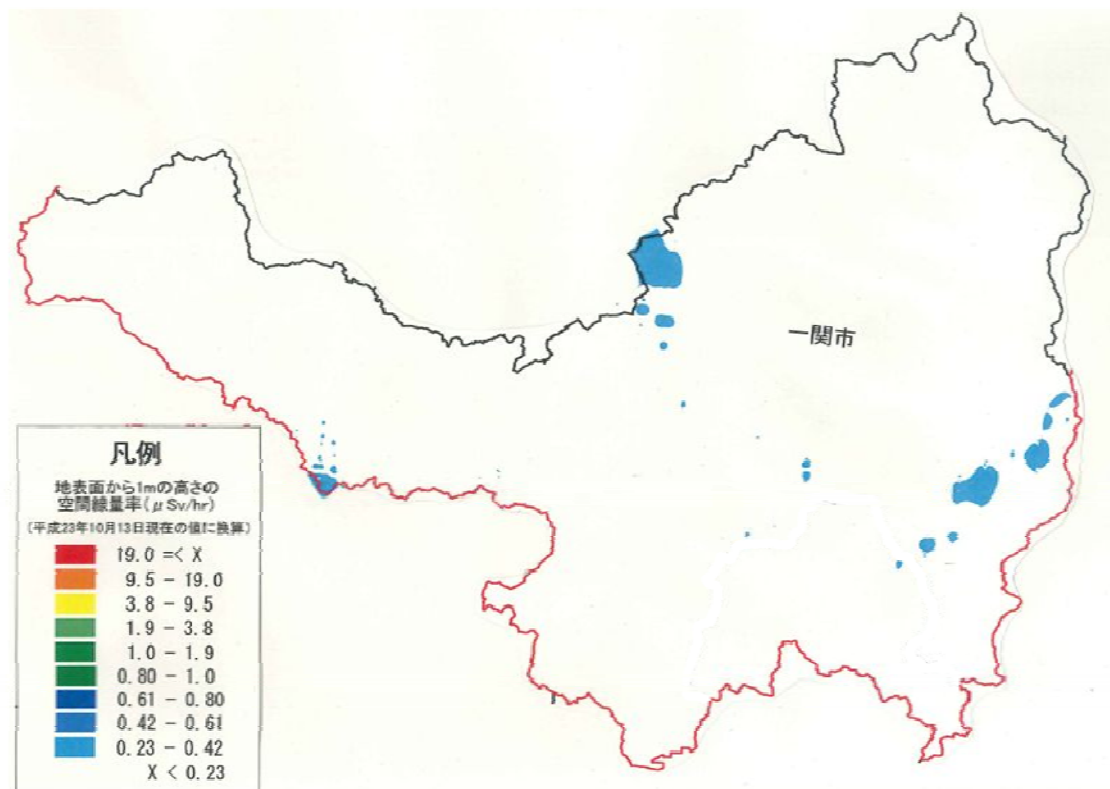
改正の履歴

年月日	内容	備考
平成 24 年 5 月 24 日	『一関市除染実施計画（第 1 版）』の策定	
平成 25 年 2 月 12 日	『一関市除染実施計画』の改訂（第 2 版）	除染実施計画の対象となる区域に「花泉町老松字水沢」及び「花泉町老松字水沢下」を追加
平成 25 年 3 月 29 日	『一関市除染実施計画』の改訂（第 3 版）	学校等子どもが長時間生活する施設における除染等の措置等の実施者を明確に記載 土壌等の除染等の措置の完了予定時期の一部変更
平成 25 年 8 月 30 日	『一関市除染実施計画』の改訂（第 4 版）	計画期間の変更 道路における除染等の措置等の実施者を明確に記載 土壌等の除染等の措置の完了予定時期の一部変更
平成 26 年 3 月 20 日	『一関市除染実施計画』の改訂（第 5 版）	計画期間の変更 土壌等の除染等の措置の完了予定時期の一部変更

※本除染実施計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、放射性物質汚染対処特別措置法）」ならびに環境省令に合わせた見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

1. 航空機モニタリングによる放射性物質の分布状況

文部科学省が平成23年9月14日から10月13日まで実施し、11月11日に公表した航空機モニタリングの結果、自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」といいます。）が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルトに相当）以上の地域は以下のとおりとなっています。



「環境省提供の航空機モニタリング結果を用いて市が作成」

2. 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 目標

国が示した「放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針」（平成23年11月11日）を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量が平成27年3月末までに年間1ミリシーベルト以下となることを目標とします。

(2) 計画期間

計画期間は、平成23年7月から平成27年3月末までとします。

(3) 優先順位

除染を行う対象は、利用状況と緊急に対処が必要とされる汚染の程度を勘案し、市民が日常生活において関わる個所とし、その優先順位は以下のとおりとします。

① 公共施設等のうち、学校等子どもが長時間生活するもの	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、保育所、児童館、認可外保育施設、へき地保育所、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用施設、公園・広場、その他子ども関連施設
② 上記以外の公共施設等	短期大学、公民館・図書館・博物館・文化会館・コミュニティセンター等の教育・文化施設、運動場・体育館・プール等の体育施設、病院、保健センター、庁舎その他の建築物・工作物（付帯設備を含む）、その他公共施設に準ずる施設
③ 生活圏	住宅、宅地、商業施設、工場、事業場、道路、その他同等の施設
④ その他	農地、牧草地、生活圏隣接の森林、河川等※

※河川の除染については、今後、国から示される方針に基づき対応します。

3. 除染実施計画の対象となる区域

(1) 除染実施計画の対象となる区域の決定方法

除染実施計画の対象となる区域（地区及び施設をいう）は、文部科学省の実施した航空機モニタリング結果及び「除染関係ガイドライン」に準じて市が実施した測定の結果、空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域とします。

なお、今後の調査測定によって新たに除染を要する区域が明らかになった場合は速やかに対象地域として計画を修正するものとします。

(2) 除染実施計画の対象となる区域

除染実施区域は以下のとおりとします。

区域		空間線量率の範囲 ($\mu\text{Sv/h}$)		平均空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)	
一関	真滝	0.100	～ 0.354	0.230	
	萩荘	0.120	～ 0.390	0.264	
	舞川	0.140	～ 0.330	0.233	
花泉	花泉	0.145	～ 0.365	0.285	
	金沢	0.145	～ 0.426	0.274	
	老松	字水沢	0.199	～ 0.262	0.231
		字水沢下	0.236	～ 0.266	0.249
千厩	千厩	0.150	～ 0.400	0.294	
	小梨	0.166	～ 0.348	0.254	
	清田	0.175	～ 0.359	0.301	
	奥玉	0.165	～ 0.290	0.231	
	磐清水	0.172	～ 0.310	0.268	

東山	長坂	0.100	～	0.316	0.230
	田河津(西)	航空機モニタリングにより毎時0.23 μ Sv以上			
	松川	0.115	～	0.296	0.230
室根	折壁	0.110	～	0.434	0.275
	矢越	0.170	～	0.391	0.289
川崎	薄衣	0.128	～	0.310	0.234
	門崎	0.160	～	0.323	0.266
藤沢	八沢	0.145	～	0.425	0.277

※1 達古袋地区を含む

※2 小田間、小沼、紙生里、袴腰、丸木、矢ノ森、束稲、黒森、田ノ萱の各字からなる区域

(3) 除染実施計画の対象となる施設

計画対象施設は以下のとおりとします。

番号	施設名	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
1	山目小学校	0.221 ～ 0.390	0.275
2	赤荻小学校	0.227 ～ 0.287	0.244
3	一関第一高等学校	0.260 ～ 0.310	0.282
4	一関第二高等学校	0.400 ～ 0.500	0.440
5	弥栄小学校	0.264 ～ 0.352	0.298
6	弥栄幼稚園	0.253 ～ 0.382	0.326
7	一関幼稚園	0.209 ～ 0.260	0.233
8	八幡町保育園	0.256 ～ 0.273	0.264
9	山目保育園	0.178 ～ 0.311	0.235
10	一関藤保育園	0.231 ～ 0.316	0.269
11	一関南保育園	0.204 ～ 0.259	0.237
12	赤荻保育園	0.172 ～ 0.386	0.245
13	幸町保育園	0.208 ～ 0.327	0.248
14	たんぼぼ保育園	0.200 ～ 0.350	0.246
15	一関清明支援学校	0.500 ～ 0.600	0.540
16	一関清明支援学校山目校舎	0.330 ～ 0.410	0.372
17	関が丘第四児童公園	0.190 ～ 0.270	0.230
18	関が丘中央公園	0.210 ～ 0.280	0.245
19	台町公園	0.240 ～ 0.280	0.256
20	高崎児童公園	0.230 ～ 0.270	0.255
21	荻野西公園	0.240 ～ 0.270	0.257
22	松ノ木公園	0.263 ～ 0.422	0.324

23	幸町児童公園	0.240	～	0.310	0.266
24	十二神公園	0.290	～	0.330	0.304
25	寺前公園	0.230	～	0.310	0.262
26	老松小学校	0.246	～	0.306	0.283
27	花泉中学校	0.279	～	0.359	0.334
28	マルキの家ニコニコ託児室	0.294	～	0.400	0.339
29	紫館公園	0.210	～	0.260	0.237
30	大原小学校	0.166	～	0.446	0.279
31	渋民小学校	0.240	～	0.310	0.274
32	大原中学校	0.240	～	0.260	0.238
33	大東高等学校	0.240	～	0.310	0.260
34	砂鉄川大明神公園	0.230	～	0.270	0.248
35	田河津小学校	0.220	～	0.300	0.244
36	田河津児童館	0.180	～	0.530	0.268
37	藤沢小学校	0.173	～	0.318	0.232
38	藤沢中学校	0.200	～	0.258	0.236
39	藤沢まさぼう湖水辺公園	0.180	～	0.280	0.235
40	藤沢ほろわ湖水辺公園	0.240	～	0.280	0.256

4. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染実施区域内の土地及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等の実施者は、以下のとおりとします。

除染対象		実施者
市立小・中学校、幼稚園、保育所、へき地保育所、児童館、認可外保育施設、放課後児童クラブ、公園・広場、スポーツ施設		市
県立学校		県
高等専門学校		国
上記以外の公共施設、その他同等の施設		市
生活圏	民有地（住宅）	市、所有者 ※1
	商業施設、工場、事業場	市、所有者 ※2
	道路（側溝含む）	国、県、市

その他	農地	市、所有者 ※1
	牧草地	
	生活圏隣接の森林、河川※3	国、県、市、所有者 ※4

※1 民有地（住宅）、農地、牧草地については、所有者等と協議の上、所有者等の協力を得ながら、市及び所有者等で除染を実施します。また、自治会等による除染活動に対しては、市が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。

※2 商業施設、工場、事業場については、所有者等と協議の上、所有者等の協力を得ながら、市及び所有者等で除染を実施します。また、自治会等による除染活動に対しては、市が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。

※3 河川の除染については、今後、国から示される方針に基づき対応します。

※4 実施について、国・県・所有者と協議します。また、自治会等による除染活動に対しては、市が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。

5. 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

(1) 土壤等の除染等の措置の方針

除染等の措置の実施に当たっては、環境省の定める「除染関係ガイドライン」に基づき実施します。

なお、計画期間内に目標空間線量率を下回ることが見込まれる個所においては、除染等の措置を見送ることがあります。

(2) 土壤等の除染等の措置

除染等の措置の実施については、実施する際の平均空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点であり、実施する除染等の措置は以下のとおりです。

除染対象	除染方法	作業内容
市立小・中学校、幼稚園、保育所、へき地保育所、児童館、認可外保育施設、放課後児童クラブ、公園・広場、スポーツ施設、県立学校、高等専門学校	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない土等による被覆
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草

上記以外の公共施設、その他同等の施設	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上、壁面の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 		
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 		
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草 		
生活圏	民有地（住宅）	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面等の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 	
		コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 	
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草 	
	商業施設、工場、事業場等	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上、壁面の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 	
		アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 	
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草 	
	道路	路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散水車及び清掃車によるブラッシング ・ 手作業によるブラシ洗浄 ・ 歩道洗浄、除草 	
		側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泥等の掻き出し、除草 ・ ブラシ洗浄 	
		法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 	
	その他	農地（以下に掲げるものを除く。）	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深耕プラウ等による鋤込み ・ 土面の踏圧、砕土、均平化
			農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
			除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔・農道の除草 ・ 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）		樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹皮の洗浄 ・ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 	
		除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 水路の清掃、汚泥の除去 	
牧草地		反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深耕プラウ等による鋤込み ・ 土面の踏圧、砕土、均平化 	
		牧草地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種 	
		除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔・農道の除草 ・ 水路の清掃、汚泥の除去 	
生活圏隣接の森林		枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定、枝打ち ・ 落葉の除去、除草 	

6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

着手の時期及び完了予定時期については、以下のとおりです。

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市立小・中学校、幼稚園、保育所、へき地保育所、児童館、認可外保育施設、放課後児童クラブ、公園・広場、スポーツ施設、県立学校、高等専門学校				
上記以外の公共施設、その他同等の施設				
生活圏				
その他				

7. 除染土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

(1) 除染土壌等の処理方針

除染に伴って発生する除去土壌等については、環境省の定める「除染関係ガイドライン」に沿って、埋設処理等するものとします。

ただし、やむを得ない事情等により、埋設等が困難なことになった場合には、市民との協議の上で仮置場を設置することとします。

(2) 仮置場の構造及び所在地

仮置場の設置が必要となった場合に、市民と協議の上で検討していきます。

(3) 仮置場の安全管理及び除去土壌等の記録・保存

「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

8. その他

本除染実施計画は、放射性物質汚染対処特別措置法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、見直しを行っていきます。また、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施し、広報誌やホームページで随時公表していきます。